

裾野市立深良小学校いじめ防止基本方針

令和8年10月改訂

0 学校教育目標及び学校経営目標

本校は、学校教育目標「『たから』いっぱい 深良小!」のもと、一人一人のよさや可能性を認め、自己有用感及び自尊感情を高める教育活動を推進している。

また、学校経営目標「自己有用感・自尊感情を高める」の実現に向け、

- ・粘り強く挑戦する児童
- ・「人を認める」ことができ、「人にやさしく」できる児童
- ・自分の言葉で伝え合い、気付き、深める児童

の育成を目指している。

いじめのない学校づくりは、全ての児童が安心して学び、生活できる環境づくりそのものである。本校では、児童一人一人に居場所があり、仲間とのつながりを実感できる学校づくりを通して、いじめの未然防止に努める。

1 いじめの定義

本方針における「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害を受けた児童の立場に立って行う。また、けんかやふざけ合いと見える事案であっても、背景にある人間関係や継続性、被害児童の感じる苦痛に着目し、組織的に判断する。

2 いじめ防止等に対する基本的な考え方

いじめは、いかなる理由があっても決して許されない行為であり、児童の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるものである。また、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての児童に関わる問題として捉える必要がある。

本校では、次の考え方を基本として、いじめ防止等の取組を推進する。

- (1) いじめを許さない学校づくりを進める。
- (2) いじめの未然防止を最も重視する。
- (3) いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (4) 被害児童を守り抜くことを最優先とする。
- (5) 保護者、地域及び関係機関との連携を図る。
- (6) 教職員が情報を共有し、組織として対応する。
- (7) いじめを積極的に認知し、小さなサインを見逃さない。

3 いじめの未然防止のための取組

いじめが起こりにくい環境をつくるためには、児童同士の豊かな関わりや、教職員と児童との信頼関係を築くことが重要である。

本校では、児童同士がお互いの「たから」を認め合い、自分の居場所があると実感できる集

団づくりを大切にしている。また、教職員が一人一人の児童に積極的に関わり、その子のよさや可能性を認めることで、児童が安心感や自己存在感、充実感を得られる環境づくりに努める。

具体的には、次の取組を推進する。

取組内容	具体例
(1) 安心して過ごせる学級づくり	・ 一人一人を大切にする学級経営 ・ 認め合い、支え合う集団づくり ・ 学年・異学年交流の充実
(2) 自己有用感・自尊感情を高める教育活動	・ 活躍の場の設定 ・ 自己決定の機会の充実 ・ 成果や成長を認める指導
(3) 道徳教育・人権教育の充実	・ 命の大切さについて考える授業 ・ いじめについて考える授業 ・ 思いやりの心を育てる指導
(4) 情報モラル教育の推進	・ SNSトラブル防止指導 ・ ネットいじめ防止指導 ・ 家庭との連携による利用ルールづくり

4 いじめの早期発見に向けての取組

いじめへの対応は早期発見が重要であり、いじめはどの学校でも起こり得るとの認識のもと、小さな変化を見逃さない姿勢を大切にする。本校では、次の取組を通して、早期発見に努める。

- (1) 心のアンケートの実施
- (2) 教育相談の実施
- (3) 日常的な観察や声掛け
- (4) 保護者との連携
- (5) スクールカウンセラー等との連携

また、一人の児童を複数の教職員で見守ることで、多面的な情報収集と客観的な児童理解を進める。さらに、教職員が積極的に挨拶や会話をを行い、自分の学級以外の児童とも関わることで、学校全体で児童を見守る体制づくりを進める。

5 いじめの早期解決に向けての取組

いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに学校いじめ対策組織へ報告し、組織的に対応する。対応に当たっては、次のことを行う。

- (1) 情報収集
- (2) 事実確認
- (3) 情報共有
- (4) 対応方針の決定
- (5) 保護者との連携
- (6) 被害児童への支援
- (7) 加害児童への指導・支援
- (8) 再発防止に向けた継続的な見守り

児童からいじめの訴えがあった場合は、その勇気を受け止め、「解決に向けて取り組むこと」

「児童を守ること」を伝える。保護者から相談があった場合には、学校としての対応方針を丁寧に説明し、信頼関係を大切にしながら解決に努める。

被害児童に対しては、安全確保と心のケアを最優先に対応する。加害児童に対しては、自らの行為を振り返らせるとともに、その背景にも目を向けながら、成長につながる指導を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである場合には、教育委員会や警察等と連携して対応する。

6 いじめ重大事態への対処

次の場合は重大事態として対応する。

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- (2) いじめが原因と考えられる相当期間の欠席が認められる場合
- (3) 児童又は保護者から重大事態に至ったとの申立てがあった場合

重大事態が発生した場合は、速やかに裾野市教育委員会へ報告し、その指導のもとで調査及び対応を行う。

調査では客観的な事実関係を明らかにし、再発防止につなげるとともに、被害児童及び保護者への適切な情報提供を行う。

7 学校いじめ対策組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策組織」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて、PTA会長、スクールソーシャルワーカー、教育委員会担当者等の参加を求める。

(2) 主な役割

- ア 学校基本方針の策定及び見直し
- イ いじめに関する情報の収集及び共有
- ウ いじめの認知及び対応方針の決定
- エ 関係機関との連携
- オ 取組の検証及び改善

8 教職員への理解促進の場や研修の実施

教職員のいじめに対する感度を高め、適切な対応力を向上させるため、年間を通じて計画的に研修を実施する。また、本校が大切にする児童理解を基盤とし、一人一人の「たから」を認める指導の在り方や、児童との信頼関係づくりについても継続的に学ぶ。

実施する研修は次のとおりとする。

- (1) 児童理解研修
- (2) 生徒指導・教育相談研修
- (3) 人権教育研修
- (4) 情報モラル研修
- (5) 事例検討会
- (6) スクールカウンセラー等とのケース会議

9 いじめ防止等のための年間計画

取組内容	毎月	1 学期	2 学期	3 学期
児童への取組	・心のアンケート ・教育相談 ・児童理解に関する情報共有	・SEL ・生活のふりかえり ・個別面談（7月） ・学年での方針確認	・情報モラル教育 ・生活のふりかえり ・個別面談（12月） ・学年での方針確認	・生活のふりかえり ・年間のまとめ ・次年度への引継ぎ
教職員研修・組織的取組	・児童に関する情報共有 ・必要に応じたケース会議	・いじめ防止基本方針の共通理解 ・児童理解研修（4月） ・教育相談に関する研修	・事例検討研修 ・情報モラル・ネットいじめ研修 ・スクールカウンセラーとのケース検討	・年間の取組評価 ・次年度に向けた改善検討 ・引継ぎ及び共通理解
学校いじめ対策組織	・いじめに関する情報の集約と共有 ・認知事案への対応、協議取組状況の確認（随時）	・年間活動計画の確認 ・学校いじめ防止基本方針の確認及び周知	・未然防止・早期発見の取組の検証	・年間の総括と評価 ・学校評価結果を踏まえた改善策の検討 ・次年度基本方針の見直し

10 相談窓口

児童や保護者が安心して相談できる体制づくりに努める。

(1) 校内相談窓口

担任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、教頭、校長など

※ケースに応じて誰にでも相談可。

(2) 校外相談窓口

相談機関	電話番号	受付時間
裾野市教育委員会 学校教育課	055-995-1838（直通）	平日 8:30～17:15
静岡県総合教育センター 教育相談ハロー電話「ともしび」（東部）	055-931-8686	平日 10:00～17:00
24 時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間 365 日
子どもの人権 110 番（静岡地方法務局）	0120-007-110	平日 8:30～17:15
児童相談所虐待対応ダイヤル	189（いちはやく）	24 時間対応

裾野市立深良小学校 いじめ対応フロー図

被害児童を守り抜く ・ 一人で抱え込まない ・ 学校いじめ対策組織による組織的対応

いじめの発見・通報

- いじめの疑い・通報・発見のきっかけ
 - ・ 日常の観察（サインや変化）
 - ・ 本人や保護者からの訴え、相談
 - ・ 心のアンケート・教育相談の実施
 - ・ 児童・教職員・保護者などからの情報等

**抱え込まず
即報告**

校内報告先

担任 / 学年主任 / 生徒指導主任
養護教諭 / SC / 教頭 / 校長 等

情報収集（聞き取り）と 安全の確保

■ 基本姿勢

- ・ 必ず複数の職員で対応
- ・ 予断を挟まず丁寧に聞く
- ・ できる限り多くの情報

■ 聞き取る内容

いつ / どこで / 誰が /
何を / どのように

■ 聞き取りの際の注意事項

- ① 児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ② 関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
- ③ 情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
- ④ 詳細かつ正確に記録を残す。※記録者の主観・憶測は排除
- ⑤ 被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

学校いじめ対策組織

- ◆ 事実確認
- ◆ 協働体制の確立
- ◆ 対応方針の決定・共通理解

【常時構成員】

校長 / 教頭 / 教務主任 / 生徒指導主任
学年主任 / 養護教諭 / SC

【必要に応じて】

PTA会長 / SSW / 市教委担当者 等

■ 初期の組織対応

1. 情報の整理・共有（いじめの態様、聴き取り状況等）
2. 対応方針の決定（心のケア、安全確保、指導・支援、保護者との協働）
3. 対応者の決定（事案の状況により）

外部専門家や関係機関との連携

- ・ 保護者
- ・ 裾野市教育委員会
- ・ 関係機関
警察 / 医療機関 /
児童相談所 / SC / SSW等)

**対応方針決定・組織的支援
経過観察・再確認**

【重大事態の場合】

- ・ 裾野市教育委員会に報告
- ・ 警察、児童相談所等と連携

いじめの解消に向けた指導・支援

■ いじめが解消された状態とは

- ① いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
- ② 被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

解消後も
再発防止に向けた
継続的な見守りを実施

継続的見守り・再発防止